

## 【 検査 】

### 736 細菌培養同定検査（その他の部位からの検体）等（眼科疾患術前検査）の算定について

《令和7年11月28日》

#### ○ 取扱い

手術野に感染性疾患が存在する場合の眼科疾患術前検査に対するD018 細菌培養同定検査「5」その他の部位からの検体及びD019 細菌薬剤感受性検査の算定は、原則として認められる。

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

細菌培養同定検査は、細菌感染が疑われた場合、病変と思われる部位から採取した検体を培養し、細菌の有無、菌量及び菌種を調べる検査であり、細菌薬剤感受性検査は、起因菌が分離同定された時点で、感染症治療に対する適切な抗菌薬の選択や投与量の決定、有効性を判断する目的で実施する検査である。

手術野に感染性疾患（細菌感染症）が存在する場合、当該検査の実施は、患者の病態把握や治療方針を決定する上で、臨床的に有用性が高いと考えられる。

以上のことから、手術野に感染性疾患が存在する場合の眼科疾患術前検査に対するD018 細菌培養同定検査「5」その他の部位からの検体及びD019 細菌薬剤感受性検査の算定は、原則として認められると判断した。